

1 業務名

こおりやま広域圏Z世代活動意欲調査等業務委託

2 業務の目的

郡山市（以下、「本市」という。）を含むこおりやま広域圏において、未来を創る若者がまちづくりへの参画を通じて「やりたいコト」を実現できる地域を目指し、若者の活動意欲・可能性等を把握し、参画体制の構築など必要な支援策を具体的に検討していくにあたり、本業務において、こおりやま広域圏に在住・通学・通勤、又はゆかりのあるZ世代を対象としたアンケート及びワークショップ等で活動意欲調査等を実施する。

※こおりやま広域圏とは、郡山市を含む17市町村で、住民が引き続き現在の居住地で生活できるように利便性を維持向上させ、将来にわたって豊かな地域として持続していくことを目指し形成を進めている連携中枢都市圏であり、現在は、郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町の17市町村で構成されている。

※「ゆかり」とは「広域圏で過ごしていた」「広域圏を訪れたことがある」「広域圏に対して思い入れがある」等、幅広く捉えるものとする。

※本業務におけるZ世代は、令和7年4月時点で概ね13～30歳のものとする。

3 業務の内容

（1）広報・周知

ア 内容

- ・アンケート周知及び回答募集
- ・ワークショップ参加募集

イ 対象者

こおりやま広域圏に在住又はゆかりのあるZ世代

ウ 方法

- ・対象者に対し2種類以上のSNSを使用し、募集期間中に複数回、効果的な広告を行うこと。
- ・対象者が回答したくなる訴求力のある広告デザインにすること。
- ・（1）アに示す各項目を同時に周知・募集することも可とする。

（2）アンケート調査

対象者の潜在的な活動意欲を掘り起こすため、関心のある分野、やりたいこと等のアンケート調査を実施する。

- ア 調査期間 2 か月程度を想定
イ 調査対象者 (1)イの対象者と同様
ウ 調査方法 w e bによるアンケート調査
エ 作業内容

(ア) アンケート項目の作成、w e bフォームの作成

- ・必須項目 年齢、メールアドレス、こおりやま広域圏内のゆかりがある市町村
- ・その他の項目 事業者の提案を受け、本市との協議により決定する。
(項目例：関心ある分野、価値観、やりたいこと、やりたいことを見つけたきっかけ、やりたいことの実現に向けた課題等、調査対象者の活動意欲が把握でき、参画体制の構築など必要な支援策を具体的に検討する際に活用できるアンケート項目)

(イ) 設問数 20問程度

(ウ) 回答数

本業務における回答数については事業者の提案に委ねる。ただし、提案にあたっては、調査対象者数や回収見込み率、回答率向上のための工夫((1)広報・周知や(2)エ(エ)インセンティブ選定等)などを踏まえ、妥当性と実現性のある件数を提案すること。

(エ) インセンティブ選定

回答率向上のための工夫としてインセンティブを設定することも可とする。なお、景品の選定及び当選者数については事業者の提案を受け、本市との協議により決定する。

- ・景品選定 (オンラインで利用できる電子ギフトカード等の電子媒体も可)
- ・回答者の中から当選者を抽選
- ・当選者へ景品送付

※景品が電子媒体の場合、アンケート回答に記載のメールアドレスへ送付。

(オ) 回答の収集・分析

- ・回答収集状況を定期的に本市に報告すること。
- ・調査回答を集計し総表をExcel等で提出すること。
- ・設問ごとに集計値及び構成比の表(グラフ)を作成すること。
- ・各設問に対する回答内容、傾向の分析をすること。

(3) ワークショップ

ワークショップでは、活動意欲を持ちつつも行動に踏み出すことができない若者がやりたいことを実現するために、まちづくり参画に対する課題検討と課題解決に向けた活動を通じて、まちづくり参画のきっかけとなるグループワーク等を実施する。

ア 開催時期 令和7年12月までに実施し、参加者が参加しやすい時期とすること。

イ 開催会場 こおりやま広域圏内の公共施設または民間施設等、参加者が参加しやすい

い会場とすること。

ウ 開催内容及び開催回数

事業者の提案をもとに、本市との協議により決定する。

エ 対象者 (1) イの対象者と同様

人数 最大50名程度

その他 アンケート回答者がワークショップに参加することも可とする。

オ 作業内容

- ・スケジュール調整
- ・企画・運営
- ・会場確保
- ・参加者確保
- ・参加者との連絡(メーリングリスト、LINEグループ等)
- ・本業務に適する能力等を有するファシリテーター等の配置 (すでにまちづくりに参画しているZ世代等、なるべく参加者にとって親しみやすい人材とすること)
- ・実施に必要な資料、会場掲示物等の作成
- ・当日の進行管理、スタッフの配置
- ・記録用の写真・動画等の撮影
- ・その他必要に応じて適宜実施

カ 保険の加入

事業者の責任において、参加者の保険の加入手続きをすること

キ 留意点

- ・必要な人員を確保し、業務を円滑に遂行するものとする。
- ・業務の進捗を遅滞なく本市へ報告すること。
- ・参加者の心理的安全性を確保し、自分の思いや考えを引き出すサポート役として関わること。
- ・参加者の主体性を尊重し、特定のテーマに限定したり誘導したりしないよう配慮すること。

(4) その他の企画提案

上記(1)～(3)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

5 施行場所

こおりやま広域圏

6 費用負担

本業務にかかる経費（広報経費、調査経費、会場使用料、参加者の保険料等）は委託費に含むものとする。

7 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、郡山市個人情報保護条例等を厳守すること。

8 成果品・納品場所

(1) 3 (1) ～ (4) に関する業務実施報告書

(2) 本業務実施にあたり作成、収集した資料データ等一式（広報物・ワークショップ等の写真等を含む）

(3) 本市の指定する方法で納品すること。

(4) 納品場所

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7

郡山市市民部ダイバーシティ推進課

TEL 024-924-3351

9 業務責任者の選任

事業者は、本業務内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、本市にその氏名を書面で通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。

10 業務実施計画書等

事業者は、契約締結後、本市と協議の上、必要に応じ業務実施計画書等を本市に提出しなければならない。また、その内容を変更する場合は、速やかに本市に報告しなければならない。

11 指示事項の対処

業務実施に関して、本市の指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。

12 秘密の保持

業務実施に当たって、知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

13 再委託の禁止

事業者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承認を受けたときはこの限りではない。

14 打合せ

本業務を円滑に実施するため、事業者は本市と随時連絡をとり、業務方針、進捗状況及び疑義等について打合せを行わなければならない。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て事業者の負担とする。

15 損害賠償等

事業者は、本業務遂行中に事業者の責めに帰すべき事由により生じた事故等により、本市、参加者又は第三者に損害を与えた場合、直ちに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の一切の責任は事業者が負うものとする。

16 権利の帰属

本業務において作成又は使用した成果品等の著作権については、本市に帰属するものとし、事業者は本市の許可なく、公表、使用、複製又は貸与をしてはならない。

17 事故発生時の対処

本業務の実施に際し、事故等が発生した場合には、事業者は現場の状況把握を行い、事故等の状況について直ちに本市に報告しなければならない。この場合において、被害拡大防止のためのやむを得ない事情があると認められるときは、臨機に安全対策等の必要な措置を行わなければならない。

18 貸与資料

本市から提供を受けた資料は本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ本市の書面による承認を得たものについてはこの限りではない。

19 疑義等の決定

本仕様書に定めのないものについては双方協議の上決定する。